

平成25年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成25年6月24日(月曜日)
午前10時00分 開議

副議長 五十嵐 聡 君
1番 倉本 賢 君
2番 長谷川 吉春 君
3番 谷村 知重 君
4番 丸山 文靖 君
5番 本郷 幸治 君
6番 森川 明 君
7番 吉岡 文子 君
8番 桜井 龍雄 君
9番 金子 義彦 君
10番 高田 正則 君
12番 小関 勝教 君
13番 土井 敏興 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第46号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件(総務・文教)
2 議案第47号 平成25年度美唄市一般会計補正予算(第3号)(予算審査特別)
第3 意見書案第9号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書
第4 意見書案第10号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
第5 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第6 意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
第7 意見書案第13号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
第8 決議案第1号 美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議

◎出席説明員

市 長 高橋 幹夫 君
副市長 藤井 英昭 君
総務部長 市川 厚記 君
市民部長 竹田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 山崎 一広 君
経済部長 須田 正毅 君
都市整備部長 本田 弘明 君
市立美唄病院事務局長 高倉 雄治 君
消防長 後藤 樹人 君
総務部総務課長 佐藤 崇 君
総務部総務課主査 平野 太一 君

教育委員会委員長 高橋 泰浄 君
教育長 早瀬 公平 君
教育部長 伊藤 敦史 君

選挙管理委員会委員長 竹山 哲郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇 君

◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克康 君

農業委員会会長 西川芳勝君
農業委員会事務局長 吉田寿幸君

監査委員 山口隆慶君
監査事務局長 濱砂邦昭君

◎事務局職員出席者

事務局長 中平匡司君
次 長 三上 忠君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番、谷村知重議員

4番、丸山文靖議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第46号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件及び順序2、議案第47号平成25年度美唄市一般会計補正予算（第3号）の以上2件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第46号について高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第46号美

唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月20日委員会を招集して審査いたしました。

議案第46号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、橋りょう整備事業について、事業費にかかる市負担額の算定方法並びに橋りょうごとの負担割合について、との質疑に対し、事業費の負担割合は、幅員比により算出されており、光北橋が、全体事業費3,000万3,000円に対し、国、2,000万3,000円、市、1,000万円で、負担割合は33.33%、光陽橋が、全体事業費2,571万2,000円に対し、国、1,371万2,000円、市、1,200万円で、負担割合は46.67%、秋星橋が、全体事業費1,500万1,000円に対し、国、1,000万1,000円、市、500万円で、負担割合は、33.33%、光専橋が、全体事業費3,665万6,000円に対し、国、3,165万6,000円、市、500万円で、負担割合は、13.64%となっている。との答弁。

次に、財源としての社会資本整備総合交付金について、橋りょう整備に活用するのは、今回が初めてのケースと理解してよいか、との質疑に対し、社会資本整備総合交付金については、橋りょう長寿命化計画策定の財源として活用した経緯があるが、橋りょうの架け替えについては、今回が初めてである。との答弁。

次に、認定こども園施設整備事業について、屋根葺替えと遊具整備にかかる事業費の内訳並びに遊具の内容について、との質疑に対し、屋根葺替え工事に456万7,500円、遊具整備

工事に156万4,500円となっており、遊具については、滑り台と鉄棒を予定している。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第46号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第47号について土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長土井敏興議員（登壇）ただいま議題となりました議案第47号平成25年度美唄市一般会計補正予算（第3号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月21日委員会を招集して審査いたしました。

議案第47号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、経営体育成交付金事業にかかる、市内における経営体の総数と、今回、補助対象となる各地区ごとの経営体の個人、法人経営の内訳について、との質疑に対し、経営体については、「人・農地プラン」の中で、個人、法人経営とも、1経営体としてカウントしており、その総数は679経営体となっている。

今回、補助対象となっている地区の内訳では、美唄市農協地域農業再生協議会地区は、17経営体のうち、個人経営が15、法人経営が2、美唄市大富連合会地区については、7経営体のうち、個人経営が4、法人が3となっている。との答弁。

次に、今回の経営体育成交付金事業に計上

されている農業用機械の機械別の内訳金額と、その調達方法について、との質疑に対し、美唄市農協地域農業再生協議会地区について、田植機が2台で約860万円、コンバインが1台1,200万円、乗用管理機1台が約650万円、アタッチメント8台で1,429万円、乾燥機が15台で4,696万1,000円、色彩選別機が3台で約430万円、露地灌水施設一式が106万円、美唄大富連合会地区については、田植機が1台320万円、コンバインが2台で約1,480万円、トラクターが2台で約1,950万円、乾燥機が3台で、757万7,000円となっている。

また、農業機械の調達方法は、それぞれの経営体が事業者から見積もりを徴取し、見積もり合わせを行って最終的に決めるという流れになっている。との答弁。

次に、今回の事業で取得する農業機械にかかる償却資産としての取り扱いについて、償却資産の申告について、現状として、納税義務者たる法人が、しっかりした法人格を持っているのか、また、個人、法人ともに、償却資産の申告賦課に対する取り組み状況について、との質疑に対し、この事業の採択に際し、既に法人になっている場合は、地区採択のポイントに計上されることから、農業生産法人等の確認をしておき、法人という形での整理は出来ている。

償却資産については、当然、自主申告が原則ではあるものの、いろいろな調査の中で、しっかり把握していかなければならないと考えており、今回の補助に対する農業法人等に対しては、償却資産に関する適正な申告について指導していくとともに、個人の方に対する農業所得申告の際における指導についても、

税務署と連携を図って行っているところである。との答弁。

次に、債務負担行為の補正について、国営北海土地改良事業における、農家1戸当たりの平均負担額とその償還方法について、との質疑に対し、地元負担8%のうち、市負担分3%を引いた5%が生産者負担ということになるが、この償還金については、北海土地改良区が農家個々の受益者から負担金を集め、市と同様、事業終了翌年度に一括償還すると聞いている。

また、1戸当たりの平均負担額については、単純計算で1戸当たり約50万4,000円となる。との答弁。

次に、今回の経営体育成交付金の美唄市配分額の北海道全体の予算総額に占める割合について、また、自己資金のうち、ほとんどが融資という状況になっているが、その融資の内容について、との質疑に対し、経営体育成事業における国の予算額は34億1,700万円と発表されているものの、最終的な北海道への予算配分額は示されておらず、美唄市が占める割合は承知していない。

また、融資予定額、約9,100万円のうち、一部、農業近代化資金を予定されている方もいるが、多くは農協のプロパー資金と聞いている。との答弁がありました。

結果と致しまして、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第46号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第46号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第47号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第47号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第3号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第3、意見書案第9号介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書ないし日程の第7、意見書案第13号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の以上5

件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第9号について、7番吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第9号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護サービスから「軽度の高齢者」 分離に反対する意見書

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で、「軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、支援者の介護給付範囲を適正化すべきで、具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟、効率的に実施すべき」との方向を議論の整理点としてまとめました。要支援1、2の認定者を介護予防給付の対象からはずし、全体の介護費用を抑制しようというものです。

要介護1、2の認定者を配食、見守り、生活支援サービスなどを保険外サービスとし、受け皿をNPOやボランティアでも可能とすれば専門職以外でも可能となります。このことは国による給付の削減を意味します。公費が削られ、サービスが縮小すれば、公的な保険制度だけでは安心できず、老後や介護の備えを個人の努力で行わなければならなくなります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢

者の生存権を保障するためにも、保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって、政府は、現在「社会保障改革国民会議」で検討されている要支援1、2の認定者を介護保険給付の対象から分離する案を採用せず、介護制度の充実を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第10号及び意見書案第11号の以上2件について、1番倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第10号及び意見書案第11号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日本の経済は急激な円安と株価の上昇により、景気の回復傾向が見込まれるとされていますが、北海道内及び美唄市を含む地方都市においては、依然として景気回復感を実感することはできず、雇用においても、いわゆる非正規労働者の占める割合が一向に減少する環境ではありません。

労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から、北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては、引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げが出来ていない現状であります。

昨年は、平成20年の答申により、「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、かい離が17円から30円に拡大したことから、関係者のご努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費とのかい離が解消されていません。

については、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。また、日本国政府に意見書として提出されますようお願い致します。

記

1. 平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、各種経済諸指標との整合性を図り、中央水準との格差是正などを踏

まえた上積み改正を図ること。

2. 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知を図り安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月24日

北海道美唄市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

美唄市においても職員給与を独自に削減するなど、財政の健全化に取り組んできましたが、地方交付税の減額により、継続し安定し

た自治体経営が極めて困難となる状況も想定されます。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材不足に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第12号及び意見書案第13号の以上2件について、6番森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第12号及び意見書案第13号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、

へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 1/3 から 1/2 へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を 2013 年度までの措置である平均 7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

美唄市を含め教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元など、下記の項目について強く要請します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を 1/2 に復元すること。
2. 「30 人以下学級」の早期実現にむけて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
- また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 24 日

北海道美唄市議会

道教委「新たな高校教育に関する指針」
の見直しを求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006 年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに 19 校が募集停止（または募集停止予定）、17 校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者が激減する現象が生じています。さらに、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

美唄市においても、1998年、美唄東高校と美唄南高校が統合し美唄高校に、2011年には、さらに美唄高校と美唄工業高校が統合し美唄尚栄高校となりました。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることとなります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこ

そ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した、新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨に基づき、次の事項について強く要望します。

記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月24日

北海道美唄市議会

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見

書案第9号ないし意見書案第13号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**意見書案第9号介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書ないし意見書案第13号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書**の以上5件は、原案のとおり**可決**されました。

次に日程の第8、決議案第1号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

10番高田正則議員。

●10番高田正則議員(登壇) ただいま議題となりました決議案第1号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

美唄市地域医療体制等調査特別委員会
設置に関する決議

(委員会の設置)

1 本市議会に、美唄市地域医療体制等調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は、本市における地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等に関する調査を行なうことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は次のとおりとする。

(1) 地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等について

(委員の定数)

4 本委員会の委員定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

平成25年6月24日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました決議案第1号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第1号美唄市地域医療体制等調査特別委員会設置に関する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました美唄市地域医療体制等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項目規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、

谷村知重議員、丸山文靖議員、

本郷幸治議員、森川明議員、

吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、
五十嵐聡議員、小関勝教委員、
土井敏興議員、内馬場克康の以上 14 人の議
員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今
期定例会に付議されました各案件は、全部議
了いたしました。

これをもって、平成 25 年第 2 回美唄市議会
定例会は閉会いたします。

午前 10時36分 閉会

